新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

講堂ご利用のみなさまにお願いすること（確認書）

① 検温をして体調を確認してから来館する（させる）こと。

・発熱等の症状（37.5℃以上または平熱より１℃以上高い）がある方や体調不良の方は、講堂の利用をしないでください。

② 施設入退場の際に、手と指の消毒をする（させる）こと。

・消毒液は使用責任者が準備して対応してください。

③ 利用者リストを作成し、利用終了後３週間保管して下さい。

・感染者が出た場合は、保健所等から提出を命ぜられることがあるため確実に作成・保管してください。（会議等で利用者の把握ができている場合を除く。）
・利用者リストの様式は問いませんが、本学の講堂ホームページＵＲＬからダウンロードしたものをお使いいただくこともできます。

④ 使用に応じて適宜、換気を実施すること。

・小ホール、大ホール等の使用時は、適宜、窓や扉を開けて換気を実施してください。
・30分から１時間に１回以上、１回当たり５分程度は、窓や扉を開けて換気をしてください。

⑤ 飲食は原則ご遠慮ください（ただし必要な量の水分補給は可能です）。

・飛沫による感染を防止するために、飲食や大声での会話は避けてください。

⑥ マスクを着用する（させる）こと。

・飛沫感染予防のため、マスクを着用してください。また、アクリル板・フェイスシールド等の設置も必要に応じてご検討ください。

⑦ 他の人との距離を２m（最低1m）以上取る（取らせる）こと。

・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離を取ってください。
・着席して利用する場合は、前後左右の人と十分な距離を確保してください。
・密接状態を回避するためイベント等を実施する場合は、収容数の５０％未満としてください。

⑧ 利用終了後は、貸出備品やドアノブ等で人が手に触れる場所の清拭・消毒を実施し、ゴミを適切に処理すること。

・机や椅子を使用した場合は、使用責任者が消毒液等を用意して清拭・消毒をしてください。
・次の備品は、消毒液を使用しないでください（備品に触れる前後に手を消毒してください）。
〇ピアノ・電子機器（精密機器）等、消毒用の薬液で汚損される恐れのあるもの。
・ゴミは分別して大きな袋に入れ、密閉してください。

⑨ その他

・新型コロナウィルス感染拡大の状況により、本学で本施設等の使用に制限を加える必要が生じた場合は、使用許可を取り消す場合があります。
・海外から帰国された方は、入国の翌日から起算して１４日間の待機期間が経過した後に活動に参加してください。
・施設利用の翌日から起算して１４日以内に使用者（利用者）等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、社会連携チーム講堂担当あてに速やかに報告し、また使用団体が責任を持って施設の消毒の対応を行ってください。
・講堂施設利用時に発生したゴミは使用責任者が責任を持って持ち帰ってください。

貴学講堂施設の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、上記対策を確実に実施して利用します。

年　　月　　日

団体名

申請者氏名　　印

使用責任者氏名　　印